

ワイズメンズクラブ国際協会 アジア太平洋地域憲法とガイドライン

2016年8月4日開催のアジア太平洋議会で改定が承認されたが、地域内のクラブ会長の郵便投票による承認、国際議会での承認は、2017年5月末時点で未了である。

第1条 地域 (THE AREA)

ワイズメンズクラブ国際協会 (ワイズメン・インターナショナルともいう) のアジア太平洋地域は、東日本、西日本、台湾、南東アジア、フィリピン、スリランカおよびオーストラリアの各区をもって構成される。地域内の如何なる区の新設や撤廃は、国際議会に権限があり、この場合、地域はその決定にしたがって再編成される。

第2条 綱領と目的 (PURPOSE AND OBJECTIVES)

アジア太平洋地域は、ワイズメンズクラブ国際協会の働きを、この地域において推進・増強する。国際憲法に記されている綱領と目的は、この地域運営ガイドライン諸規定の一部である。

第3条 地域議会 (AREA COUNCIL)

- A. 地域議会は、地域内の全ての任期中の区理事によって構成され、地域会長が議長を勤める。
- B. 地域議会の投票権を持つ者はこの各区理事のみであり、各々一票を有する。
- C. 地域会長は、アジア太平洋地域出身の国際議員を相談役として、また直前地域会長を職務上の構成員として、議会に招請することができる。
- D. 地域会長は、議会の承認のもとに、書記、会計、ブリテン編集者を、また議会が必要と認めた他の役員を任命する権限を有する。

第4条 地域議会 (の議会) (AREA COUNCIL MEETING)

- A. 地域議会は、地域議会の議会において、あるいは地域会長の承認のもとに、郵便投票によって議案の処理を行う。
- B. 議会の議決は、その如何なる議会においても出席議員の過半数、または郵便投票での過半数の賛成による。
- C. その如何なる議会においても、或いは郵便投票においても賛否同数になった場合は、地域会長は決定票を投ずる権限を有する。
- D. 地域議会は、定足数4名の議員の出席により成立する。
- E. 区理事が地域議会に出席できない場合は、区の役員の中から一名の代理者 (投票権をもつ) を送ることができる。
- F. 地域議会は、地域会長の招集により、可能な場所で、少なくとも年に1回は開催しなければならない。
- G. 地域議会は、地域会長により、または地域会長の指示で地域書記により、招集する。議会の開催は、いかなる場合も、2ヶ月前までに告知されなければならない。
- H. 他の議会は、地域会長の招集により開催され、また議員のだれかが要求し、少なくとも他の4名の区理事の文書による賛同があれば開催しなければならない。

第5条 コミュニケーション (COMMUNICATION)

- A. 地域会長は、区理事たちとのコミュニケーションを密にし、また地域出身の国際議員に地域の活動を周知させなければならない。
- B. 地域ブリテンは年2回アジア太平洋地域・ウェブサイト上で発行され、地域内全クラブがアクセスできるよう、区理事に送付されなければならない。

第6条 地域事務所 (AREA OFFICE)

- A. 地域におけるワイズメン運動の働きを推進・増強する目的のため、地域議会は、必要と認められたときは、国際憲法第8条の規定に則り、地域事務所の設定を決定しなければならない。
- B. 地域事務所の運営方針は、国際憲法第8条第3項の規定に矛盾することなく、地域議会により決定されなければならない。

第7条 地域大会 (AREA CONVENTION)

- A. 地域大会は、国際大会が開催されない年に開催される。
- B. 地域議会は、地域大会の期日と開催地を決定する。大会開催の立候補申し出は、2年前までに地域議会に提出されなければならない。
- C. 地域大会は、地域議会議員の支援を得て、地域会長の指導により開催される。
- D. 地域会長は、大会委員会の委員長 (できれば元地域会長) を指名しなければならない。委員長は、大会委員会を構成する委員 (5-7名) を選ばなければならない。
- E. 地域大会開催を承認された招致国は、地域大会の準備をするために、大会準備委員会 (HCC) を組織する。大会準備委員会 (HCC) は、地域議会へ大会予算と大会内容を提示し、承認を受ける。

第8条 財政 (FINANCE)

- A. 地域議会は、クラブ会員ひとり当たりの均一な会費を定めなければならない。地域会費は、毎年2月1日、8月1日現在の会員

- 数により、区によって各クラブから徴収され、それぞれ3月15日、9月15日までに地域会計に送金されなければならない。
- B. 区がその国の規制により会費を地域に送金できない場合は、徴収された金額は区が保管するものとする。その区理事は、半期毎に国際本部に半年報を提出する時に合わせて、アジア太平洋地域に納めるべき預り金の額について、年2回、地域会長に報告書を提出しなければならない。
 - C. 地域事務所経費および地域活動の運営に関わる諸経費を賄う地域予算は、地域会計の支援を得て、地域会長により設定されなければならない。
 - D. 地域予算は、地域議会に提出され、承認されなければならない。
 - E. 地域会計は、地域事務所によるすべての収入および支出について記録しなければならない。地域会計は、毎年、年度終了時と地域議会の前に決算報告書を用意する。決算報告書は地域議会によって選任された監査人により監査されなければならない。

第9条 国際議会議員の選出 (ELECTION OF INTERNATIONAL COUNCIL MEMBERS)

- A. 各クラブは国際事務局の依頼により、国際議会議員の候補者を1名国際事務局と地域会長に推薦することができる。2人以上に候補者の推薦があった場合、国際事務局は国際憲法第4条第3項に則り選挙を実施する。すべての国際議会議員の任期は2年である。
- B. 国際議会の青年会員議席は、国際憲法ガイドライン414によって決められた地域分配順序で輪番となっている。アジア太平洋地域の順番の時には、上記Aの規則適応される。

第10条 地域会長の選出 (ELECTION OF AREA PRESIDENT)

- A. 国際事務局から国際議員選挙の結果が公表され次第、任期を終了しようとする地域会長は、地域議会議員による後続任期の次期地域会長の選挙を実施しなければならない。この選挙への候補者は、当該年度においてアジア太平洋地域からの国際議員でなければならない。国際憲法のガイドライン501が適用される場合、任期は1年とする。
- B. 地域会長の職が不在となった場合は、次期地域会長がその任にあたる。

第11条 国際憲法による職責の定め (AUTHORITY BY INTERNATIONAL CONSTITUTION)

(この条は、確認のため、国際憲法の第5条第3項E. および3項F. から引用されたものである)

第3項E.

地域会長は、それぞれの地域にある各区の円滑なる協力関係を推進する責任を負い、1年に2回、その地域の現況と動向を、国際会長に報告する。地域会長は、その地域に地域事務所 (Area Office) がある場合には、その事務所を通じて職務を行う。

第3項F.

区理事は、その区の運営実務者であり、その取りまとめ役でもあり、区内の一般行政ならびに財政につき責任をもつ。区理事は、その所属する地域の地域会長の指揮を受ける。

第12条 改定 (AMENDMENTS)

この地域運営ガイドラインは、地域議会での3分の2の賛成票と地域内の活動中のクラブ (clubs in good standing) の郵便投票による投票数の3分の2の賛成票により、改定することができる。改定案の内容は、文書により、投票締切日の少なくとも30日前に地域議会の全議員に告知されなければならない。

さらに、その改定内容は、ワイズメンズクラブ国際協会の目的と方針に齟齬をきたすものであってはならない。